

(案)

公共施設使用料の見直しに関する検討について
報告概要

令和5年5月

宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会

目 次

1 市民検討会の概要

- (1) 委員構成 P 1
- (2) 開催状況 P 1

2 使用料見直しの背景

- (1) 宮崎市公共施設等総合管理計画 P 2
- (2) 財政面における課題 P 3
- (3) 受益者負担の公平性における課題 P 4
- (4) 宮崎市公共施設使用料設定基準 P 5

3 使用料見直しの基本的な考え方

- (1) 「使用料設定基準」の対象施設 P 6
- (2) 使用料の算定方法 P 6
- (3) 大幅な値上げとなる施設への対応 P 10
- (4) 減額・免除の取扱い P 11

4 その他

- (1) 使用料見直しによる増収見込額 P 12
- (2) 見直しのサイクル P 12

1 市民検討会の概要

市民検討会は、これまで宮崎市が検討を進めてきた受益者負担を原則とする統一的な公共施設使用料の設定について、市民代表及び外部有識者からの幅広い意見を聴取し、見直しの内容に反映させることを目的として設置された。

検討会は全4回開催し、事務局からの見直し案に関する説明に対し、各委員から質疑、提案を行う形で議論を進めた。

(1) 委員構成

分野等	所属	役職	氏名	備考
学識経験者	国立大学法人宮崎大学	教授	くわの ひとし 桑野 斉	地域資源創成 学部長
実務経験者	株式会社南九州プロジェクト	代表取締役	たにむら ともき 谷村 智樹	白浜キャンプ 場指定管理者
市民代表 (世代別)	国立大学法人宮崎大学	学生	ひらい ゆき 平井 優季	
	宮崎市PTA協議会	副会長	もちはら まさゆき 持原 将之	
	宮崎市老人クラブ連合会	副会長	まつもと じゅんこ 松本 順子	
市民代表 (施設利用者)	公益財団法人宮崎市スポーツ協会	評議員	ゆまえ よしこ 湯前 佳子	宮崎市陸上競 技協会
	宮崎市芸術文化連盟	理事	あんどう まなみ 安藤 真奈美	宮崎市合唱協 会

(2) 開催状況

	日時	内容
第1回	令和4年11月7日	議事1 本市の公共施設を巡る現状と課題 議事2 公共施設使用料の見直しに係る基本的な考え方(案)
第2回	令和5年1月27日	議事1 各施設の使用料の算定について 議事2 これまでの論点整理及び補足説明
第3回	令和5年3月27日	議事1 見直し案の変更について 議事2 使用料設定基準の改定について 議事3 論点整理及び今後の課題について
第4回	令和5年4月24日	議事1 市民検討会の報告書について

2 使用料見直しの背景

(1) 宮崎市公共施設等総合管理計画


戦後の高度経済成長期からバブル経済期にかけて、全国の多くの自治体で学校や公営住宅などのハコモノの公共施設と道路や橋梁などのインフラが整備されてきたが、本市においても、他自治体と同様に公共施設を整備してきた。さらに、平成18年1月に3町と、平成22年3月に1町と合併したことにより、現在、多くの公共施設を保有している。

今後、その多くが老朽化により更新時期を迎える一方で、人口減少や少子高齢化に伴い、施設の更新や補修に使える財源が減少することから、公共施設の老朽化の対応は本市においても喫緊の課題となっている。

そのため、市は、既存の「宮崎市公共施設経営基本方針」を基に、ハコモノだけでなくインフラを対象に加えた上で公共施設全体の課題を明示し、戦略的に課題解決に取り組むため「宮崎市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）」を策定した。

今回の施設使用料の見直しは、総合管理計画における経営方針の柱の一つとなっている「質の向上」に向けた取り組みの一環である。

《宮崎市公共施設等総合管理計画（令和5年2月一部改定）の概要》

	策定目的	保有する公共施設の現状や課題、特に今後、必要となる多額の更新費用などの「 公共施設の更新問題 」を多方面から分析し、その解決のための実施方針等を明らかにすること
	計画期間	平成29年度～令和9年度（11年間）
	対象施設	庁舎や学校などのハコモノ、道路や上下水道などのインフラ（浄水場や下水道処理場などの関連施設を含む）

【目指すべき経営のすがた】

持続可能で最適な公共施設サービスを提供し、市民満足度の向上を図る。

経営方針

1 「総量の最適化」

ハコモノ・インフラの状況を踏まえながら、市民目線で最適な量の施設を保有する。

2 「質の向上」

施設の長寿命化や維持管理費の縮減、**適正な使用料の設定**、民間との連携により、市民目線でコストパフォーマンスを高める。

3 「投資の厳選」

限られた経営資源の投資対象となる公共施設サービスを市民目線で厳選し、経営資源を重点的に投資する。

実施方針

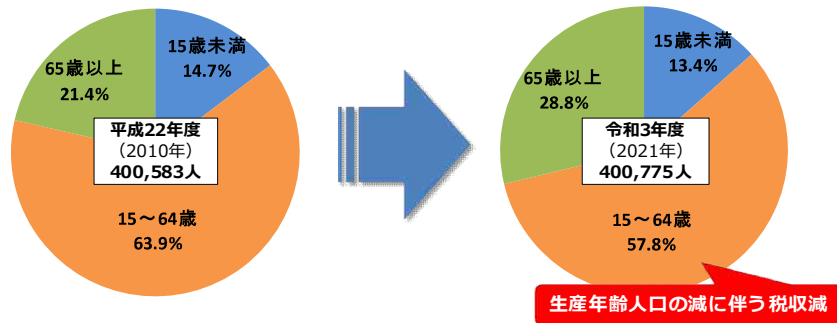
- (1) 施設情報の共有化の推進
- (2) 計画的かつ効率的な「総量の最適化」の推進
- (3) 公共施設の安全確保
- (4) 耐震化・長寿命化の推進
- (5) 維持管理費の縮減
- (6) 民間との連携の推進
- (7) ユニバーサルデザイン化の推進
- (8) 脱炭素化の推進
- (9) 適正な使用料の設定**

(2) 財政面における課題

① 人口構造の変化

本市の人口は、平成 25 年（2013 年）をピークに減少。年齢別では生産年齢人口の割合が大きく減少しており、今後の税収減は避けられない状況となっている。

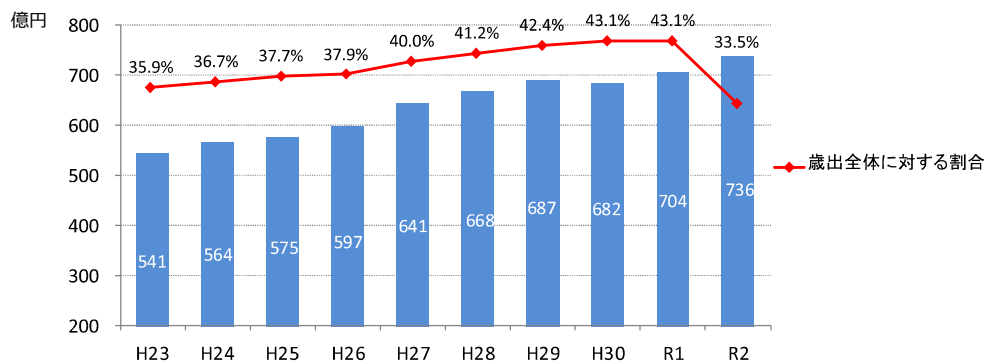
《本市の人口における年齢別割合（隔年 10 月 1 日現在）》



② 社会保障費の増加

少子高齢化が進む中、福祉にかかる経費（扶助費）と医療・介護関係といった社会保障関係の特別会計への繰出金は年々増加しており、平成 27 年度以降は、新型コロナの影響があった令和 2 年度を除き、歳出全体の 4 割以上を占める状況となっている。

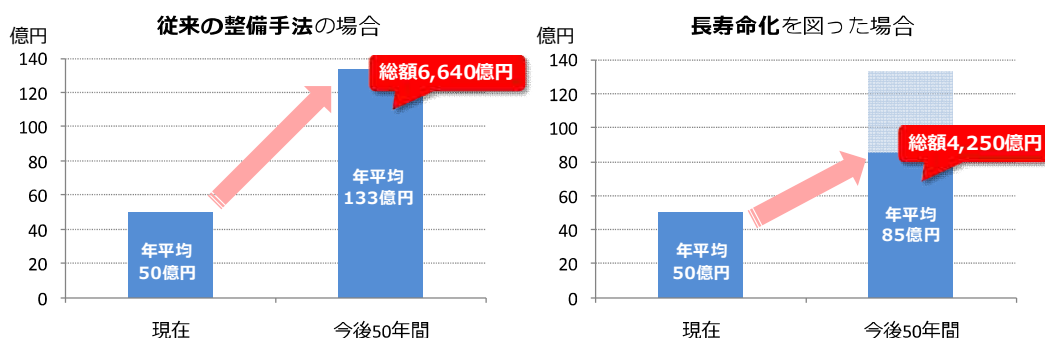
《社会保障費の推移》



③ 公共施設の老朽化

現状におけるハコモノ施設の改修更新にかかる費用は、年平均で約 50 億円であるが、これらの施設を今後も保有し続けた場合の改修更新費用は、従来の整備手法の場合で総額約 6,640 億円、年平均で約 133 億円、長寿命化等により費用の削減を図った場合においても、今後 50 年間で総額約 4,260 億円、年平均で約 85 億円が必要になる見込みとなっている。

《今後 50 年間の改修更新費用の推計》

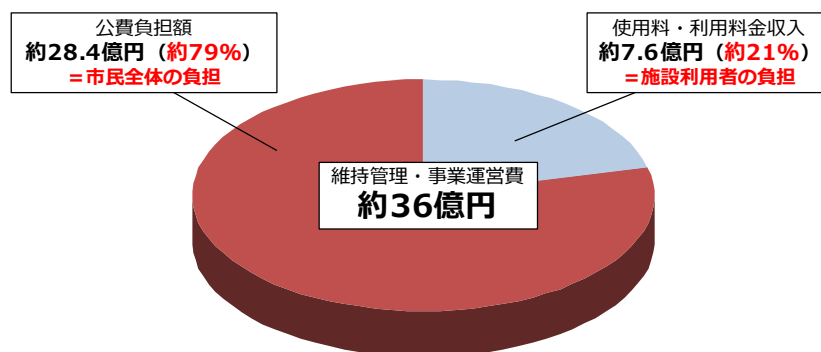


(3) 受益者負担の公平性における課題

① 受益者負担の状況

本市における一般貸出等を行っている施設の維持管理・事業運営費（ランニングコスト）に対する使用料等収入の割合（コストカバー率）は約21%となっており、残りの約79%は公費で賄う状況となっている。

《一般貸出を行っている施設における受益者負担の状況（平成30年度実績）》



利用用途別分類	施設例	施設数	A	B	B/A	施設稼働率※
			維持管理費 事業運営費	使用料等収入	コスト カバー率	
集会施設（公民館等）	公民館、交流センター	37	644,747	21,500	3.33	31.67
集会施設（文化ホール等）	市民文化ホール、市民プラザ	3	504,727	96,196	19.06	50.69
スポーツ施設	体育館、運動公園	28	702,782	155,304	22.10	44.73
公園施設	萩の台公園、加納公園	5	81,145	6,500	8.01	36.49
医療保健福祉施設	総合福祉保健センター	5	298,463	1,876	0.63	17.26
展示施設	アートセンター、科学技術館	4	364,092	32,494	8.92	86.70
産業振興施設	ふるさと農産物加工センター	3	13,462	1,147	8.52	43.77
保養観光施設	白浜キャンプ場、歎鯨館	7	885,823	441,360	49.82	10.06
学校教育児童福祉施設	教育情報研修センター	1	94,633	0	0.00	28.98
その他施設	天ヶ城麓地区武家住宅	1	1,605	3	0.19	1.74
合計		94	3,591,479	756,380	21.06	27.75

(単位：千円、%)

※ 施設稼働率については、スペース単位での貸出施設のみで集計

② 類似施設間での料金格差

現在の各施設の使用料は、近隣の自治体を参考にするなど、施設ごとに独自に設定しており、統一的な基準で算定されていない。さらに、2度の市町合併により類似施設が増えたが、旧町域の施設は合併前の使用料をそのまま引き継いでいるため、同じ利用用途・規模の施設間で使用料に差異が生じている。

《主な料金設定の例》

種類	施設名	貸室名	面積	使用料
集会施設	西部地区農村環境改善センター	大会議室	128.10 m ²	360 円/h
	高岡地区農村環境改善センター	大会議室	98.00 m ²	500 円/h
体育館	佐土原体育館	体育室	1,656.00 m ²	1,680 円/h
	清武体育館	本館競技場	1,590.00 m ²	430 円/h
運動公園	生目の杜運動公園	多目的グラウンドB	サッカー場1面	840 円/h
	清武総合運動公園	多目的広場	サッカー場1面	270 円/h

(4) 宮崎市公共施設使用料設定基準

保有する施設の維持管理費を税金だけで賄うことは、施設を利用する市民と施設を利用しない市民との公平性を損なうことから、公平性を保つためには、施設を利用する市民（受益者）に相応の負担をしていただく必要があるとして、平成28年7月に「宮崎市公共施設使用料設定基準」が策定されている。

市は、平成30年度から、本基準に基づく使用料の設定について具体的な検討を始め、これまで市内において議論を重ねてきた。

宮崎市公共施設使用料設定基準（平成28年7月）	
策定目的	「持続可能な、最適な公共施設サービスの提供」を実現するために、適正な公共施設の使用料を設定し、公共施設を利用する市民と利用しない市民との 負担の公平性 を保ち、子どもや孫たち 将来世代の負担を軽減 していくこと。
対象施設	法令等で使用料を徴収できない等の施設を除く すべての公の施設 (施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図るため、原則として使用料を設定)

約100施設

市民検討会としての意見

- ✓ 将来の改修更新費用の試算結果と、社会保障費の増加、人口減少の3つの課題を重ねたときに、非常に恐ろしいと感じた。今回の議論は、それとは別に、維持管理費に対して使用料をどうするのかという話だと思うが、そもそもの問題が大き過ぎるため、使用料を見直したところで、本当に今後大丈夫なのかと感じる。
- ✓ 今回の説明を聞いて、利用者は少しでも負担をして、施設がより使いやすいものになっていくという方がいいのではないかと思うようになった。多くの市民がこのような実情を知ることが大事だと思う。

3 使用料見直しの基本的な考え方

(1) 「使用料設定基準」の対象施設

「使用料設定基準」の対象施設は、法令等で使用料を徴収できない等の施設（下表参照）を除く全ての公共施設としている。

種類	施設例
法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ、社会福祉施設
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
利用者が高齢者に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設及び施設の一部	【施設】老人いこいの家、老人福祉センター、高岡老人福祉館 【施設の一部】浴室（総合福祉保健センター、佐土地域福祉センター、西部地区農村環境改善センター）、高齢者ふれあい室
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
地域固有の歴史・文化財等を保存、展示、伝承している地域に特化した教育施設	歴史資料館（生目の杜遊古館、佐土原歴史資料館、天ヶ城歴史資料館）、大淀川学習館
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、学校体育施設 など

市民検討会としての意見

- ✓ 学校体育館は見直しの対象外とのことであったが、例えば交流センターの体育館が値上げになった場合、その近隣の学校体育館に利用者が集中するような事態も想定される。
- ✓ 施設毎に利用者の性質も違うと思うが、しっかりと周知や説明をしていくことが必要になるのではないかと。



使用料の設定にあたっては、施設によって置かれている状況が異なることを考慮し、使用料設定基準の対象・対象外に関わらず、必要に応じて個別検討を行うなど、柔軟に対応していただきたい。

(2) 使用料の算定方法

① 基本的な考え方

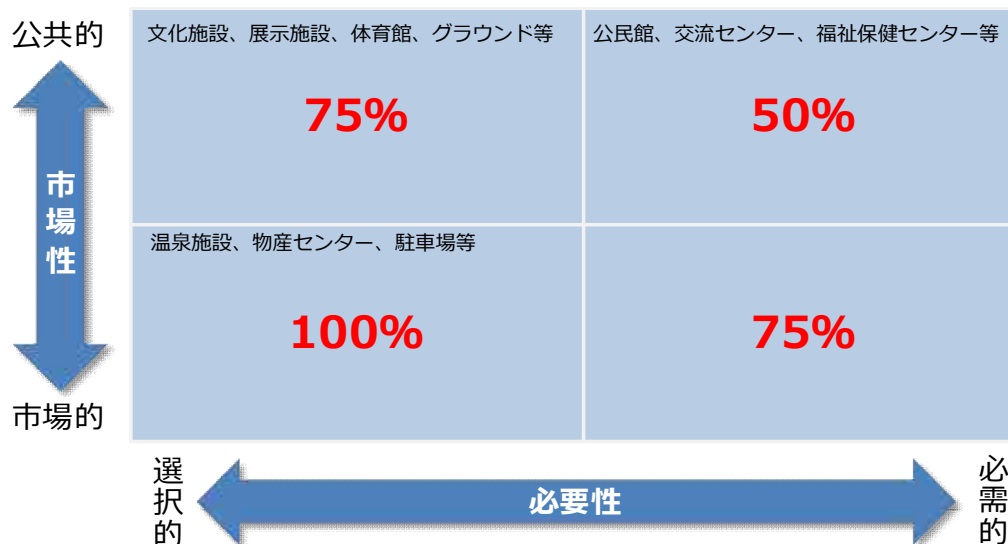
使用料は、積算根拠を明確にして、市民への説明責任を果たすために、施設の維持管理のために必要となる原価（コスト）と 受益者負担割合 に基づき算定することとしている。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

上記の原価（コスト）には、施設の維持管理費と事業運営費（ランニングコスト）のみを含めることとし、施設整備費（イニシャルコスト）は、公の施設は市民全体の財産であり、世代を超えて誰もが利用できる機会があることから、公費で負担するものとしている。

施設にかかる経費		財源
施設整備費	建設費、大規模修繕費、土地取得費	公費
維持管理費 事業運営費	人にかかる経費 サービスの提供や施設を維持管理する業務に直接従事する職員に要する費用	公費 + 使用料
	物にかかる経費 サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や施設の修理等に要する費用	

受益者負担割合は、民間によるサービスの提供の度合い(公共的 or 市場的)と、生活していく上での必要性の度合い(選択的 or 必需的)の2軸により4つの領域を設定し、それぞれの領域の受益者負担割合を50%、75%、100%の3段階で設定することとしている。



② 使用料算定の条件

条件1	貸出スペースごとに使用料を徴収する施設は、 稼働率が100% と仮定して算出。 例：集会施設（公民館、ホール等）、体育館、グラウンド など
条件2	個人単位で使用料を徴収する施設は、 年間の目標利用者数を達成できるもの と仮定。 例：温泉施設、プール、動物園、フローランテ など
条件3	実際に市の収入となっている使用料ではなく、 減免している使用料も含める 。

③ 具体的な算定方法

ア スペース単位での貸出施設の場合

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担割合}$$

1室1時間あたりの原価（コスト）
1m²1時間あたりのコスト

イ 個人単位での利用施設の場合

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$$

1人あたりの原価（コスト）

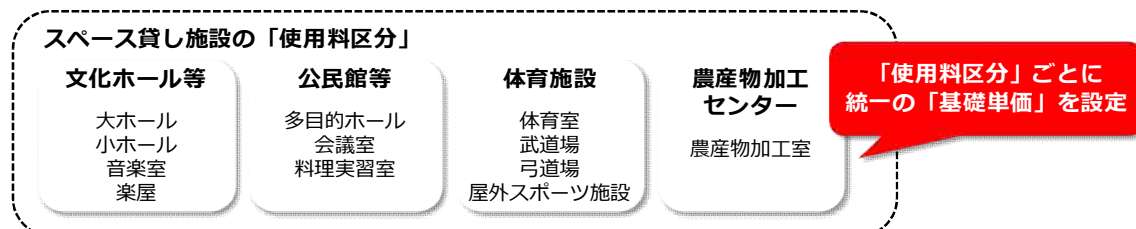
④ 同一目的施設間での調整

使用料は、原則として、同一の利用用途の場合は同一の料金になるように調整し、施設の「古い」「新しい」にかかわらず、基本的には同一の使用料を設定するものとしている。

具体的には、スペース単位での貸出施設においては、以下の方法により類似施設間の統一単価（基礎単価）を設定し、当該単価に基づき各施設の使用料を設定していくこととなる。

《使用料の統一方法（スペース貸し施設）》

- ① 施設の用途・規模に応じた「**使用料区分**」を設定。
- ② 各区分の代表的な施設（複数）において、「**使用料基準**」に基づく使用料の算定を行い、その平均額を当該区分の「**基礎単価**」として設定。
- ③ ②で設定した「**基礎単価**」を基に各施設の「**見直し後の使用料**」を決定。（必要に応じて按分調整、激変緩和措置を検討）



⑤ 料金体系の整理

今回の見直しでは、会議室や体育館のようにスペース単位で貸し出す施設は、利用者の利便性向上のため、文化ホール等施設を除き、原則、1時間あたりの貸出及び使用料の設定に統一することとなっている。また、各施設に設定されている料金区分についても、可能な限り同一の利用用途・規模の施設間で統一化を図るものとされている。

⑥ 児童・生徒の使用料設定

スポーツ施設については、子ども及び子育て世代の負担を軽減するため、児童・生徒（高校生以下）が利用する場合の使用料を、中学生以下については一般の1/3、高校生については一般の1/2の使用料に設定することとしている。

⑦ 市民検討会の中で新たに提示された考え方

ア 基礎単価の下限額の設定

基礎単価の設定にあたっては、市の財政的な課題や現在の受益者負担の状況等を考慮し、上記④の方法により算定した結果、各区分における代表的な旧市域の施設の現行使用料を下回る場合には、その旧市域の施設の現行使用料を基礎単価とする。

イ 設備使用料を徴収する施設における原価（コスト）の算出

設備使用料を別途徴収する施設では、使用料の二重徴収となることを防ぐため、施設使用料の算定にあたっては、全体の原価（コスト）から、当該設備の維持管理に要するコストを控除して算定を行う。

ウ 屋外スポーツ施設の使用料設定

屋外スポーツ施設（野球場、多目的グラウンド）では、グラウンドの整備状況に応じて生じる付加価値の差を使用料に反映させるため、対象となる施設では基礎単価に一定の係数を乗じて使用料を設定する。

市民検討会としての意見

- ✓ 使用料算定の条件の中で、稼働率を100%と仮定するとされている点について、これでは実際の稼働率が低かった場合、頑張って使用料を上げてもらったとおりの効果が出ないことが想定される。
- ✓ 今回の見直しのコンセプトはどうなっているのか。「利用者にもっと負担していただきたい」のか、それとも「公平性を高めたい」のか。
- ✓ 財政面、受益者負担の公平性の課題解決という目的がある中で金額を下げるということには違和感がある。「下がる場合には現状維持とする」といった取り扱いにして、少しでもコストカバー率を上げていくことが必要になるのではないか。
- ✓ 値下げとなる施設への対応について、このような細かいところにイレギュラーな考え方を設けていいのか。もう少しシンプルにして、分かりやすくした方がいいのではないか。
- ✓ グラウンド使用料を整備状況に応じて変える案は、もっともな考え方だと思う。設備や環境が異なることで使用料も異なるということには納得できる。
- ✓ グラウンドの使用料について、施設によって基礎単価の0.75倍であったり1.5倍であったりすると分かりづらくなる。コストが元々違うから使用料も違うという説明にした方が、分かりやすいのではないか。
- ✓ 文化ホール等施設の練習室は、1時間単位での貸出も可能なのではないか。



市からは、市民検討会の意見を踏まえ幾つかの変更案が提示されたが、いずれの考え方も当初の考え方を補足し、市民の理解を得ながら本来の目的を達成するために考えられたものである。今回の見直しのコンセプトは、使用料の統一化と根拠のある金額設定とのものであるが、財政的な課題解決も目的の一つであることを踏まえた上で、今後も引き続き算定方法を検討していただきたい。また、市民にとって分かりやすい説明にも努めていただきたい。

(3) 大幅な値上げとなる施設への対応

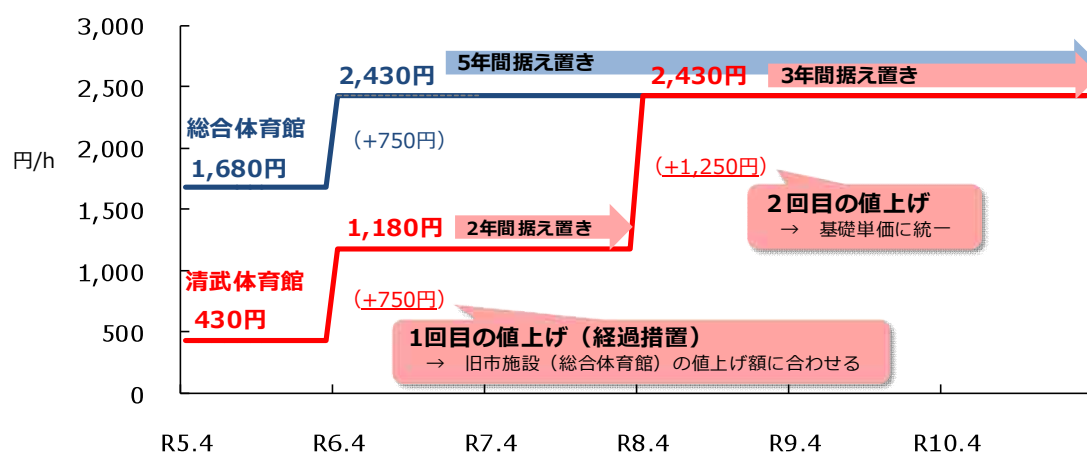
統一的な考え方に基づき各施設の使用料を算定した場合、一部では見直し後の使用料が見直し前と比較して大幅な値上げとなる施設もある。また、同一用途施設間では原則、使用料を統一することになるため、合併により旧4町から引き継ぎ、同一用途の旧市の施設と比較して極端に安価な使用料が設定されている施設などは、特に値上げ幅が大きくなることが想定される。

そのため、市は、使用料の大幅な値上げにより、利用者が大幅に減少し、施設の収支バランスを悪化させることが想定される場合には、以下のとおり、値上げ額を緩和する措置（激変緩和措置）を講じるものとしている。

《激変緩和措置の適用ルール》

旧市域の施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 見直し後の使用料は、見直し前の使用料の概ね1.5倍を上限とする。
旧町域の施設 <small>(合併により引き継いだ施設)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原則、同一区分の旧市域施設の“見直し後の使用料”に統一するが、値上げ幅が極端に大きくなる施設においては、2回に分けて段階的に値上げすることも可能とする。 ➤ また、段階的に値上げする場合の1回目の“値上げ額”については、原則、同一区分の旧市域施設の“値上げ額”に統一し、値上げ後は“2年間”料金を据え置くものとする。

《段階的な値上げのイメージ》



市民検討会としての意見

- ✓ 利用者も、地域間で使用料に格差がある状況を認識しているのではないか。認識されていれば、あまり時間をかけずに統一することができるのではないか。
- ✓ 合併から10年以上が経過する中、激変緩和措置や段階的な値上げが本当に必要なのか。しっかりと説明をすれば理解してもらえるのではないか。



激変緩和措置の適用にあたっては、本来の目指すべき使用料も併せて示すとともに、次回以降の見直しでは、改めてその必要性を検証していただきたい。

(4) 減額・免除の取扱い

使用料を徴収する施設では、その多くで別途使用料の減免要綱を定め、利用者からの申請に応じて減額または免除（以下、「減免」という。）の措置を行っている。使用料の減免は、本来、政策的な理由などにより特例的に行うべきものであるが、一部の施設では、条例で定められた使用料を徴収する件数よりも、減免を行う件数の方が多い状況となっている。

そのため、市は、使用料の見直しに併せて、減免の適用事由についても統一的な基準を定め、減免を真に必要なものに限定していくこととしている。

《統一的な減免基準》

減免対象となる利用者または団体の定義		減免対象となる活動	減免割合 (上限)
①	市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者	全ての活動	100%
②	市内在住の要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者	全ての活動	100%
③	市内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校	保育活動、学校教育活動等 で使用する場合	100%
④	市内の高等学校、大学	高等学校、大学主催の活動 で使用する場合 (ただし、文化ホール等施設に限る)	30%
⑤	公益的な団体または 市が事業支援する団体	施設の設定目的に沿う活動 かつ 市の施策や事業に関連する 公益性のある活動 で使用する場合	100%
	事業支援： 補助金の交付や団体の事務局を持つなど、直接的な運営補助・活動補助を行うこと		
⑥	その他の団体	施設毎の登録団体 市が事業支援する民間団体等	50%
⑦	市が主催・共催	市が主催・共催する行事や活動 で使用する場合	100%

市民検討会としての意見

- ✓ これからは、施設を使う人がそれなりの負担をしていく、全ての施設で平等に負担していくという意識を持つことが大事になるのではないかな。
- ✓ 公平性を担保するのであれば、減免のあり方を見直し、徴収はしっかりやるということセットにすれば説得力が増すのではないかな。
- ✓ 公民館は100%減免で使わせてもらっているが、人件費や電気代などの費用は全て税金で賄われているため、少しは使用料を徴収してもいいのではないかな。
- ✓ 公民館の体育館は、中学生が部活動で使う場合は無料だと思うが、外で行う競技でも運動公園などを使うことがあり、その場合は有料である。公民館においても、せめて土日だけでも有料にしてもいいのではないかな。
- ✓ 今回の見直しでは、受益者負担の公平性が大きな目的だと思うが、減額・免除の基準の中で、上限が100%のものがあることに疑問を感じる。
- ✓ 部活動の取扱いは、地域移行の動きを注視する必要がある。減免の見直しにより、子どもたちの活動の機会がなくなるようなことがないように、配慮していただきたい。

使用料の減免については、受益者負担の原則と政策的な措置とのバランスを保つことが重要であり、市には幅広い視点から情報を収集・分析した上で、その必要性を慎重に検討していただきたい。

4 その他

(1) 使用料見直しによる増収見込額

今回の使用料の見直しにより、一般貸出を行っている施設の使用料及び利用料金の収入は、約2億800万円の増額、コストカバー率としては26.77%になる見込みとなっている。

《使用料見直しによる増収額の試算結果》

受益者負担割合	利用用途別分類	施設数	施設コスト (千円)	使用料等収入(千円)			コストカバー率	
				見直し前	見直し後	増減	見直し前	見直し後
50%	集会施設(公民館等)	37	656,687	21,899	70,495	48,596	3.33%	10.73%
	医療保健福祉施設	5	303,991	1,911	2,028	117	0.63%	0.67%
	学校教育児童福祉施設	1	96,386	0	288	288	0.00%	0.30%
	その他施設	1	1,635	4	6	2	0.24%	0.37%
75%	集会施設(文化ホール)	3	514,074	97,978	116,103	18,125	19.06%	22.58%
	展示施設	4	370,835	33,096	36,762	3,666	8.92%	9.91%
	スポーツ施設	29	723,328	159,208	227,930	68,722	22.01%	31.51%
	公園施設	5	82,648	7,865	9,346	1,481	9.52%	11.31%
	産業振興施設	3	13,712	1,169	1,847	678	8.53%	13.47%
100%	保養観光施設	8	910,604	452,209	518,766	66,557	49.66%	56.97%
	合計	96	3,673,900	775,339	983,571	208,232	21.10%	26.77%

※ 平成30年度の施設稼働率及び使用料・利用料金収入の実績を基準として、今回の見直しによる各施設の使用料の改定率を用いて試算。

(2) 見直しのサイクル

使用料は、原則として、5年のサイクルで直近の原価(コスト)に基づき再算定を行い、見直し後は、各施設の収支や利用状況を継続的にモニタリングし、本基準で定めるコストの範囲や算定条件、激変緩和措置等の基本的な考え方についても、市の財政状況や社会情勢の変化等を考慮しながら、妥当性を検証するものとしている。

また、利用料金施設では、利用料金の上限額の見直しにより、指定管理者の収支などに影響を与える可能性があるため、指定管理者の選定期間に併せて見直しを行うこととしている。

《利用料金施設の見直し時期のイメージ》

	施設名	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
使用料	〇〇公民館		条例改正	条例施行				
	△△センター		条例改正	条例施行				
利用料金	□□会館		条例改正	指定管理者 選定	条例施行			
	××プラザ			条例改正	指定管理者 選定	条例施行		
	〇〇館				条例改正	指定管理者 選定	条例施行	

市民検討会としての意見

- ✓ 今回の見直しでは激変緩和措置があるため、大幅なコストカバー率のアップは見込めない。行政として大きな決断をするのに、結果としてこの程度でいいのか。
- ✓ 市としては、今後も必要に応じて算定条件等も含めて見直していくというメッセージを、市民に対して明確に伝える意向であることが分かって安心した。



今回の見直しでは、使用料が低く抑えられる算定条件や激変緩和措置の適用などがあり、見直しの背景として示されている受益者負担の現状を改善するには至っていない。今後の定期的な見直しの中で、使用料の算定条件等についても改めて検討していただきたい。